

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会
委員長 仲山 哲男

- 1 日 時 令和5年3月23日(木) 11時48分開会、11時56分閉会
総務部・消防担当部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子
- 4 事務局職員 山本 正実、起本 一生
- 5 説明員
吉本副市長
【総務部・消防担当部】山岡総務部長、松村選挙管理委員会事務局長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 市議会モニター

1 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第28号 令和5年度光市一般会計補正予算(第1号)〔所管分〕

説 明：松村選挙管理委員会事務局長 ～別紙

質 疑：

○西崎委員

ないようですから、選管の事務局長に御質問いたします。

補正予算書7ページのポスター掲示場設置撤去委託料470万円というのがあるんですが、投票が済んだ後、ポスターを貼ったままにしている方は利用者のほうでポスターの撤去をされるのでしょうか、どうでしょうか。それを含んでおるんですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

ポスター掲示場に貼ったままにされたポスターについては、ポスター掲示場を撤去する際に一緒にポスターも撤去、処分をいたします。

以上でございます。

○西崎委員

この衆議院議員選挙に関わらず、従来、各種選挙におきまして、選管の事務局長のこの問題に係る説明は、ポスターは各候補者の所有物であるから各自で剥がしてもらわなきゃならないという説明を受けておるんですけど、現在の松村事務局長のお考えはいかがでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

貼られたポスターにつきましては、基本的には候補者さんの持ち物であるといったところがありますので、剥がしていただくのがいいかと思うんですが、実際には選挙後二、三日でポスター掲示を撤去いたしますので、それまでに撤去ができないというケースもあろうかと思えます。そういった場合には、もう剥がされるのを待って撤去するのではなくて、ポスターと一緒にポスター掲示場も撤去するというようにしております。

以上でございます。

○委員長

西崎委員、予算の審査ですので、そのことを考えて質問をお願いします。

○西崎委員

今の7ページの470万円関連ですね。今の説明で私はいいいと思うんです。自分で所有物だから撤去しなさいということですが、法的には口頭でも、選管に行って所有権を放棄すると伝えたら、もう自分のものでなくなるわけです。最近のポスターは裏がもう

剥げないようなのりがついているのが多いです。今、以上の松村審議事務局長の答弁で安心いたしました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」